

2022年9月12日

日本郵政グループ 傷害総合保険（団体）にご加入のみなさまへ

損害保険ジャパン株式会社  
営業開発部・日本郵政室

## 新型コロナウイルス感染症に関する「入院保険金等」の取扱いのご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症における「医師の管理下」に基づく自宅等での療養に関する保険金のお支払いについて、今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたことを踏まえ、下記のとおり変更いたします。

末筆ではございますが、お客さまの今後益々のご繁栄を心から祈念申し上げます。

敬具

記

### 1. 内容

医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が **2022年9月26日以降** の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする方の対象が「重症化リスクの高い方(※)」となります。

#### ▼「重症化リスクの高い方(※)」

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦の方

【表1：新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲イメージ】

ケース		医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	
		2022年9月25日以前	<b>2022年9月26日以降</b>
入院された場合（約款におけるお取扱い）		○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 （特別措置）	重症化リスクの高い方 (※)	○ お支払対象	○ お支払対象
	上記以外の方	○ お支払対象	<b>× お支払対象外</b>

### 2. 対象のご契約

	現在のご契約	継続後のご契約 ※ご継続の手続きを実施した場合のみ対象
保険種目	傷害総合保険（団体）	傷害総合保険（団体）
証券番号	912011F610	912111F610
保険始期	2021年10月1日	2022年10月1日

（注）現在のお引受条件は加入者証等でご確認ください。

（注）現在のご契約で A/B/C/L/LL 型にご加入中のお客さまは、新型コロナウイルス感染症が補償される特定感染症危険補償特約が付帯されていない型のため、現在も補償対象外です。継続後のご契約タイプで A/B/C/L/LL 型以外を選択された場合は、上記 1. 【表 1】の 2022 年 9 月 26 日以降のお支払い範囲となります。

裏面も必ずご確認ください

### 3. 背景

- 当社の保険約款において「入院」の定義は、「**自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること**」等としており、これらの条件を全て満たすことによって入院保険金をお支払いすることになっています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け 2020 年 4 月以降は、病院への入院が必要であるにもかかわらず、病床ひっ迫等の事情により入院することができないお客さまに対する特別措置として、宿泊施設や自宅での療養が行われた場合についても、「入院」とみなし、保険金をお支払いしてきました。これは**保険約款の「入院」の定義には該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であること、保健所等で健康観察が行われること等を踏まえ、お客さま保護の観点から時限的措置として開始した**ものです。
- その後、新型コロナウイルスの感染者数が急速に増加する中で、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準となり、入院による治療を必要としない軽症者・無症状者の割合は高まっていることより、**政府は新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、2022 年 9 月 26 日以降、全国一律に、重症化リスクの高い方に限定すること**としました。
- こうした状況変化を踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府における措置等に鑑み、2022 年 9 月 26 日以降の「みなし入院」の適用範囲について、変更いたします。

### 4. 保険契約の解約・変更についてのご案内

**新型コロナウイルス感染症に罹患した際の補償を主な目的**として保険に加入されたお客さまについては、保険加入のご検討・ご判断をされた際に**受けた説明と異なる可能性があります**。

保険契約を解約・変更される場合には、お客さまのお申し出に応じて対応させていただきますので、以下の「**保険契約を解約・変更する際にご留意いただきたい事項**」をご確認いただいたうえで、お問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【保険契約を解約・変更する際にご留意いただきたい事項】

- ✓ 重症化リスクが高い方に該当する場合には、引き続き保険金をお支払いできる可能性があります。
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に限らず、その他のケガなどの補償がなくなる可能性があります。

ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせ先までご相談ください。

以上

#### ■お問い合わせ先

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部・日本郵政室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL : 03-3349-3853

<受付時間>

平日：午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業）